

学校法人新栄学園

情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新栄学園認定こども園 金沢白百合幼稚園の内部情報に関する事項の管理並びに保全に関する措置等について定め、内部情報の漏洩の防止及び内部情報の適正な活用を図ることを目的とする。

(内部情報の定義)

第2条 内部情報とは、当法人及び当園の所有する情報であって、利用者情報、システム情報、経営・運営情報その他事業を運営していく上で必要なすべての情報を指す。

(内部情報の漏洩禁止)

第3条 職員は職務上知ることができた第2条に定める情報を、正当な理由なく業務目的以外に使用し、第三者(血縁者及び友人・知人を含む)に開示、提供してはならない。

2 退職後も、在職中に職務上知ることができた内部情報を正当な理由なく第三者に開示、提供してはならない。

3 内部情報の扱いについては次によることとする。

(1) 内部情報の印刷等を行う場合はその取扱いに十分注意し、園外に持ち出してはならない。

(2) 印刷した内部情報については、外部に遺漏しないように厳重に保管しなければならない。

(3) 内部情報が含まれている文書等を処分する場合は、その情報が外部に漏れないよう処理した上で廃棄しなければならない。

(ネットワークの安全性確保)

第4条 職員は、ネットワークの安全性を損なう恐れのある行為を行わないものとし、次の事項を守らなければならない。

(1) 電子メールは原則として業務上必要な情報伝達を目的とし、外部との情報伝達の手段として使用しない。ただし、業務上必要となる場合で園長の承認を得た上で使用する場合はこの限りではない。

(2) インターネット経由で業務上必要となる情報を検索する場合は、原則として閲覧のみとし、ダウンロードを行わないものとする。ただし、業務上必要となる場合で園長の承認を得た上で使用する場合はこの限りではない。

(3) インターネットへの不正アクセス、猥褻文書・凶画の閲覧、電子データの損害等職場のコンピュータを職務外の目的で使用しない。

(罰則等)

第5条 職員が本規程に違反した場合は、就業規則第61条に基づき懲戒を行うものとする。
また、本規程に違反する故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、就業規則64条によりその損害を賠償させることがある。

附 則

この規程は平成24年4月1日より施行する。

附 則 1

この規程は平成31年4月1日より施行する。